

高齢者虐待の防止のための指針

京丹後市地域包括支援センター

(令和6年4月)

京丹後市地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下、「基準省令」という。）第26条の2第2号に基づく虐待の防止にかかる指針を以下のように定める。

1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）に示す通り、その防止のために必要な措置を講じなければなりません。

センターでは、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成するため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取組内容等について、本指針を定めます。

なお、本指針では「高齢者虐待」を次のような行為として整理します。また、当センターのサービス内容及び社会的意義に鑑み、当センター職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待及びセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします。

【高齢者虐待防止法に示される虐待行為の類型（養介護施設従事者等によるもの）】

イ 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

ホ 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止検討委員会について

(1) 虐待防止委員会の設置

基準省令第26条の2第1号に基づく虐待防止および早期発見への組織的対応を図るための対策を検討する委員会として、「虐待防止検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

(2) 委員会の委員構成

虐待防止委員会の構成員は、管理者、包括ケア推進係長、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員で構成します。包括ケア推進係長は構成員に掲げる他の職種と兼ねられることとします。

また、外部有識者として、医師、弁護士、及び社会福祉士等の専門職を構成員とし、必要に応じて委員会に召集することとします。

虐待防止委員会の責任者として委員長を置き、これを管理者が努めます。また、副委員長を包括ケア推進係長とするとともに、兩名を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下、担当者）とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

【構成員ごとの役割】

構成員	役割
管理者	委員長（責任者） 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
包括ケア推進係長	副委員長 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者
社会福祉士	虐待防止措置の周知、進捗管理
保健師	医療的ケアに関する検討、医師召集の要否の検討
主任介護支援専門員	利用者・家族等への説明、相談対応
外部有識者（医師・弁護士・社会福祉士等）	第三者かつ専門家の観点からの助言

(3) 開催頻度

委員会は、委員長の招集により、1年に1回以上及び虐待発生の都度開催します。

(4) 委員会における検討事項

委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること。
- イ 虐待防止のための指針の整備に関すること。
- ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

- エ 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という。）について職員が相談、報告できる体制整備に関すること。
- オ 職員が虐待等を発見した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- カ 虐待等が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

（５）結果の周知徹底

委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、職員に周知を図ります。

3 虐待の防止のための職員研修について

（１）開催

職員に対し、虐待の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及し、虐待の防止を徹底することを目的に年１回以上実施し、新規採用時には必ず実施します。

府が行う「高齢者虐待」や「権利擁護」に関する研修会への出席又は府が作成した研修動画の視聴をもって、研修会の参加とすることもできます。

（２）研修内容

研修内容は以下のものを基本とし、詳細は委員会により定めます。

- ア 自身の介護状況の振り返り
- イ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識
- ウ 本指針及び「京丹後市虐待防止対応マニュアル」の内容に基づく取り組み方法
- エ 虐待通報義務の履行、ならびに虐待等に関する相談・報告の方法
- オ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

（３）研修記録

研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、保存します。

4 虐待等が発生した場合の対応について

虐待の被害を受けたと思われる高齢者（利用者）を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法・様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとします。

目前で暴力が行われているときや医療がすぐに必要な病気やけががある時など、緊急性の高い事案の場合には、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

◎ 目前で暴力が行われているとき 110番へ

◎ 医療がすぐに必要な病気やけががあるとき 119番へ

5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

(1) 委員長への報告

虐待等の報告を受けた職員は、報告様式を使用して記録を作成し、速やかに委員長へ報告します。

(2) 事実確認

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは指示を、適時適切に実施します。

- ア 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- イ 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ウ 庁内、家族等への報告(第一報)
- エ 関係職員等への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- オ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- カ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- キ 関係者への報告(第二報以降適時)
- ク 委員会における事後対応及び再発防止策の実行状況の確認・評価

6 成年後見制度の利用支援に関すること

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族等へ説明を行うとともに、その求めに応じ適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関すること

苦情相談窓口において寄せられた内容は相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、委員会に報告します。

8 本指針の閲覧について

本指針は関係機関が閲覧できるようホームページに掲載します。

9 その他虐待等の防止推進のために必要な事項について

3に定める研修のほか、関係機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努めます。

また、虐待発見時の対応については、『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局)』および『京丹後市高齢者虐待対応マニュアル』に基づいて対応します。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行します。